

防地環第5354号
令和4年3月28日

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長 殿
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長

地方協力局環境政策課長
(公印省略)

防衛施設に係る周辺財産の管理に関する諸課題への対応方針について
(通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、防衛施設に係る周辺財産の管理に関する諸課題への対応方針について（防地施第5101号。令和2年3月30日）は、廃止する。

関連文書：防地施第13429号（30.8.21）

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房訟務管理官
整備計画局施設整備官
地方協力局地域社会協力総括課長
北海道防衛局企画部長
北関東防衛局企画部長
南関東防衛局企画部長
近畿中部防衛局企画部長
九州防衛局企画部長
沖縄防衛局企画部長

防衛施設に係る周辺財産の管理に関する諸課題への対応方針

第1 基本方針

第2 無断使用の防止及び解消

1 基本的考え方

2 防止に向けた取組

- (1) 国有地であること等の周知
- (2) 境界標及び境界柵の設置
- (3) 定期的な巡回

3 関係機関との連携

- (1) 関係自治体及び自治会
- (2) 運輸支局等

4 解消に向けた取組

- (1) 解消に向けた作業
- (2) 使用許可が可能であることの説明
- (3) 法的措置

第3 周辺財産の有効活用

1 基本的考え方

2 有償使用許可

- (1) 使用許可対象地
- (2) 使用許可対象用途
- (3) 使用許可対象者
- (4) 使用許可期間及び使用料

3 公募による使用許可の手続

- (1) 各局等のホームページへの掲載
- (2) 使用申請者の決定

第4 第二種区域に該当しない周辺財産の管理

1 基本的考え方

2 騒音区域の見直しとの関係

第5 自然災害等に起因して周辺財産から第三者に生じた被害への対応

1 基本的考え方

2 巡回警備

3 被害の報告

4 対応の策定

防衛施設に係る周辺財産の管理に関する諸課題への対応方針

第1 基本方針

防衛施設の周辺に所在する行政財産であって、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による音響等に起因する障害の発生を防止等するための緑地帯その他の緩衝地帯として管理している土地（以下「周辺財産」という。）については、関連文書によるほか、個々の周辺財産の位置、周辺の土地の利用状況等を勘案し、以下のとおり、管理の徹底及び活用の推進を図るものとする。

なお、本方針により対応することが困難であると認められる場合には、あらかじめ本省地方協力局環境政策課（以下「本省」という。）と調整の上、対応されたい。

第2 無断使用の防止及び解消

1 基本的考え方

一部の周辺財産が近隣住民等により、地方防衛局長等の使用許可を受けずに無断で駐車場、家庭菜園等として使用されている事態が生じている。このような事態は、周辺財産の管理の観点から極めて不適切であることから、その防止及び速やかな解消に努めるものとする。

2 防止に向けた取組

(1) 国有地であること等の周知

無断使用を防止するため、近隣住民等に対して、国有地であること、使用するためには許可が必要であること等を周知し無断使用の防止に努める。

具体例：・国有地である旨を示す看板等の設置

- ・使用許可が必要である旨のホームページへの掲載
- ・国有地の使用に係る説明リーフレットの配布
- ・関係自治体、自治会等の広報紙への無断使用禁止啓発記事の掲載

(2) 境界標及び境界柵の設置

過去に無断使用が行われた箇所及び周囲の環境から無断使用が懸念される箇所に、境界標及び境界柵が設置されていない場合は優先的に設置する。

(3) 定期的な巡回

各地方防衛局等（以下「各局等」という。）の担当官等により定期的な巡回を行い、無断使用の把握に努める。

3 関係機関との連携

(1) 関係自治体及び自治会

無断使用に係る情報は可能な範囲で共有するとともに、必要に応じ防止及び解消に向けた調整を行う。

(2) 運輸支局等

無断使用者の特定に当たり必要な協力（違法駐車の場合は車両のナンバープレート等の情報を基に登録情報の提供の依頼等）を要請する。

4 解消に向けた取組

(1) 解消に向けた作業

個々の案件の状況を勘案しつつ、概ね以下の事項に沿って作業を進める。これ

らの作業期間は概ね1年間を目標とする。着手に当たっては、作業スケジュール、通知文書の内容等について本省と調整する。

① 無断使用者の特定

関係自治体、自治会、近隣住民等に聞き取りを行うとともに、運輸支局等に協力を依頼

② 戸別訪問

明け渡し及び原状回復を求める（文書又は口頭）

③ 文書で通知（第1段階）

普通郵便等にて、3ヶ月以内を目途に明け渡し及び原状回復を求める

④ 文書で通知（第2段階）

内容証明郵便にて、3ヶ月以内を目途に明け渡し及び原状回復を求めるとともに、従わない場合は法的措置もあり得ることを明記

(2) 使用許可が可能であることの説明

戸別訪問等の際に、公募により有償で使用許可できる制度がある旨を説明

(3) 法的措置

無断使用者の理解が得られないと判断される場合は、地方法務局と調整の上、明け渡し及び原状回復を求める等の民事訴訟の提訴を検討する。

第3 周辺財産の有効活用

1 基本的考え方

周辺財産の使用許可は、これまで、公共性、公益性に鑑み、関係自治体等に対して行ってきたが、今後は、関係自治体等の要望がない場合には、法人、個人及びこれらに類する団体（以下「民間等」という。）に対しても、周辺財産の目的を妨げない限度において、公募により透明性、公平性を確保したうえで、有償によりその使用を許可し有効活用を図るとともに、維持管理費の低減を図るものとする。

2 有償使用許可

(1) 使用許可対象地

周辺財産のうち、防衛省が直接管理する必要がある土地及び既に使用許可している土地を除く土地。

(2) 使用許可対象用途

周辺財産の目的を妨げない限度において、また、防衛施設の運用に支障が生ずるおそれがないことを防衛施設の運用部隊とも連携して確認の上、用途を十分精査する。住居等騒音により機能が害される施設の用に供するものは認められないが、駐車場、物置等の設置、資材置き場、家庭菜園等の施設のほか、原状回復が容易であると認められるものであれば妨げるものではなく、判断に迷う場合は本省と調整する。

なお、被許可者が使用を許可された用途の範囲内で駐車場等として第三者に使用させる場合については、事前に書面をもって申請させ、当該第三者が信用に足る者であるか否かを被許可者に準じて審査の上、各地方防衛局長等の承認を受けることを条件に認めるものとする。

(3) 使用許可対象者

関係自治体、民間等。

(4) 使用許可期間及び使用料

使用許可期間は原則5年以内とし、国として対象財産を引き続き使用する必要のない場合、一度に限り更新可能とする。ただし、太陽光等を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備の使用許可についてはこの限りではない。

使用料は、国が定める算定方式により算出した額とする。

3 公募による使用許可の手続

公募による使用許可の手続については、概ね別添の要領に沿って作業を進める。開始に当たっては、手順及び各局等ホームページへの掲載内容等について本省と調整する。

また、民間等に対する使用許可のお知らせは、各局等ホームページに通年掲載することとし、使用が可能と判断される要望があった場合には、年1回以上公募を実施するものとする。

(1) 各局等のホームページ等への掲載

① 有償使用許可の案内（第1段階）

一定の条件の下に有償での使用許可を行うこととなったことを案内の上、具体的な事項として、応募資格、応募方法、使用許可申請者の選定、使用許可条件、使用料、注意事項、問い合わせ先、位置図、使用許可書案等を記載

② 募集要綱（第2段階（公募））

応募に必要な注意事項、手続きの流れ、応募に必要な書類の様式等を記載

(2) 使用申請者の決定

応募者より提出された書類を審査の上決定する。要件を満たす者が複数となった場合は抽選により決定する。

4 太陽光等を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備の使用許可

太陽光等発電設備の使用許可については、関係法令及び地方自治体の条例等を遵守して計画されているもので、現地部隊の運用に支障が生じないことが確認された事業を対象とする。

なお、使用許可の手続きを進めるに当たっては事前に本省と調整されたい。

第4 第二種区域に該当しない周辺財産の管理

1 基本的考え方

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条に基づく第二種区域の見直し（以下「区域の見直し」という。）等により、第二種区域に該当しない周辺財産については、必ずしも行政財産として保有すべき性質を有するものではないため、用途廃止を検討することとする。これに際し、まずは第二種区域内の公有地との交換により第二種区域に該当しない周辺財産の解消を検討することとする。第二種区域内の土地の取得は買入によることが原則であるものの、第二種区域内の公有地を所有する関係自治体等においても公共用、公用又は公益事業の用に供するため取得する必要がある場合には、国有財産法第27条に基

づく交換による解消を図ることとし、国有財産法第14条第1項の規定に基づく取得協議を行うほか、各地方財務局に対し、交換計画書を提出し、審査を受けるものとする（参照：「国有財産を交換する場合の事務の取扱いについて（昭和42年3月10日蔵国有第460号）」）。交換により解消できないものについては、その立地条件等の個々の現地事情を考慮し、基地対策上影響を及ぼすおそれがある土地を除き、地方財務局と調整の上、引継ぐものとする。

2 騒音区域の見直しとの関係

第二種区域に該当しない周辺財産については、原則として用途廃止を検討することとするが、今後の騒音区域の見直しの動向に留意し、判断に迷う場合は本省と調整する。

第5 自然災害等に起因して周辺財産から第三者に生じた被害への対応

1 基本的考え方

台風等により、周辺財産からの倒木等によって、近隣住民等の所有する物件に損害を与え、その因果関係及び管理瑕疵が認められた場合は、国家賠償法による補償を原則とする。ただし、被害者等から近隣住民の生活等に影響を及ぼすとして国における復旧工事等早急な対応を求められ、やむを得ないと認められた場合は、その対応について本省と調整するものとする。

2 巡回警備

台風等による被害が想定される場合は、各局等の担当官による巡回等により倒木等のおそれの有無を確認し、必要に応じて伐採等適切な措置をとる。

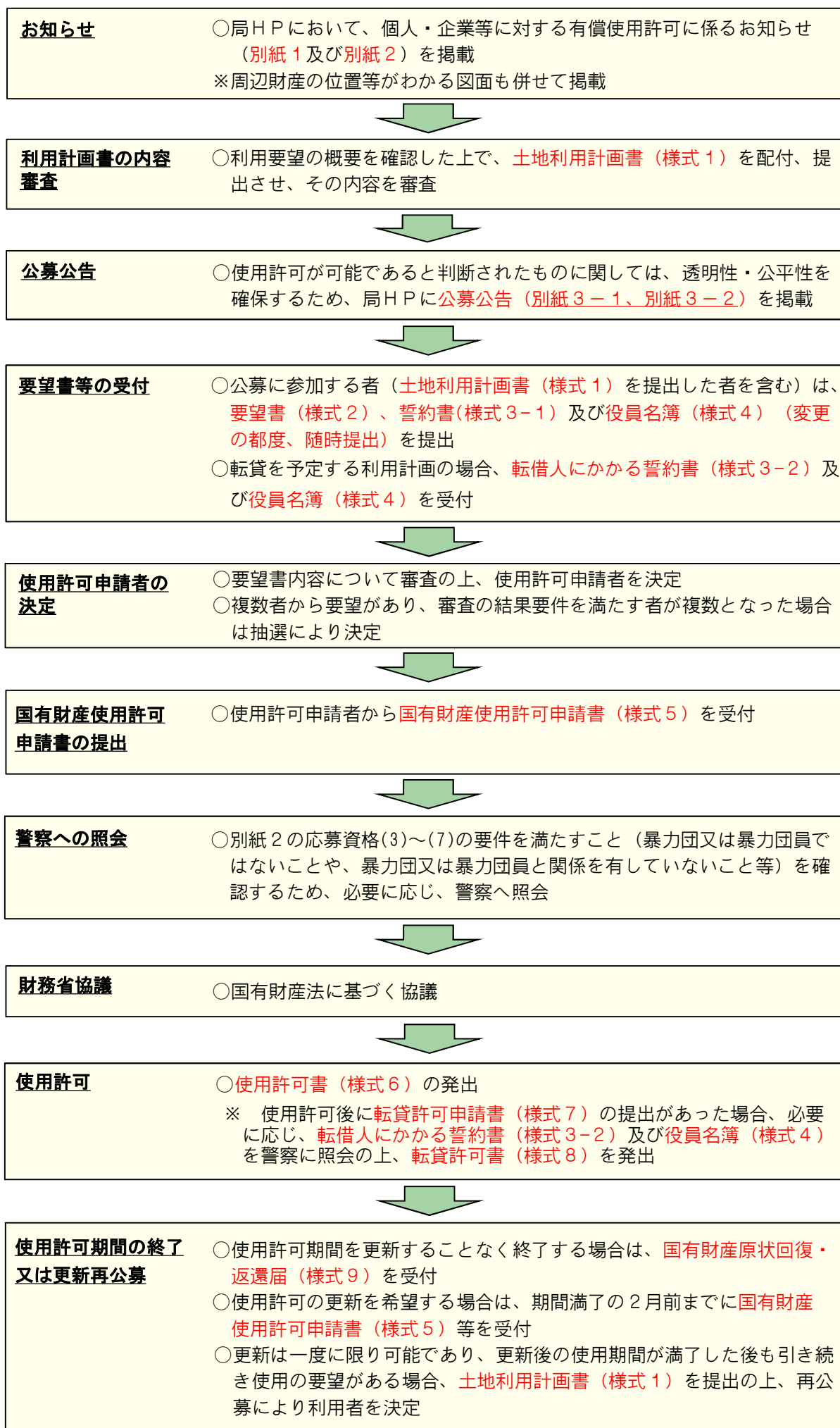
3 被害の報告

台風等により、周辺財産からの倒木等によって、近隣住民等の所有する物件に損害を与えた事象が生じた場合は速やかに本省に報告する。

4 対応の策定

被害の状況、周辺財産の立木等との因果関係及び被害者の意向等を総合的に勘案し、各局等の関係部課及び関係機関とも十分調整の上、対応を策定して本省と調整する。

公募による使用許可の手続きの主な流れ



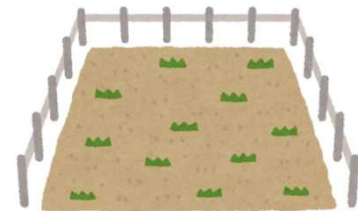
お知らせから使用許可書の交付まで、おおむね3～4か月程度

周辺財産(移転補償跡地)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省〇〇防衛(支)局では、〇〇周辺における周辺財産(移転補償跡地)において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として5年以内です。(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、原則として一度に限り更新が可能。更新後の使用期間満了後も引き続き使用要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)



○ 詳しくは、【[〇〇周辺における国有地\(防衛省所管\)の使用を希望される方へ](#)】(別紙2)を参照願います。

※(参考)〇〇周辺の周辺財産の概略図

〇〇周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ（記載例）

〇〇防衛（支）局 〇〇部 〇〇課

防衛省〇〇防衛（支）局では、〇〇周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- (2) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4) から(7) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3) から(8) については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3) から(8) までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1) から(9) の要件を満たすこと。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。作成、提出方法について、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。
- (3) 利用手続きの流れと注意点は付紙 1 のとおりです。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、〇〇防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）

- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、原則として一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不適当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- ④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合(原状回復が容易な利用に限る。)

その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」を参照してください。

○ 問い合わせ先

利用手続きの流れと注意点（記載例）

〇〇周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

〇〇防衛（支）局

〇〇周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。



※（様式 1～5、様式 7、様式 9）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

国有財産使用許可書の内容（記載例）

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名
所 在
区 分 （公募する周辺財産の内容を記載します。）
数 量
使用部分 別図のとおり

（ 2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。）

（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

（使用料）

第 4 条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第 5 条 前条第 1 項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない

（使用料の改定）

第 6 条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第 7 条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第 2 項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状変更をしようとするとき

(2) 使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 地上〇〇mの高さを超える建物、工作物又は仮設物

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

- 第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された期間が満了するときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了

したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第 14 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

転貸を承認する財産

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

○防管第〇〇号

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、物置等の設置、資材置場などの一時的な使用について、有償による利用要望者を募集します。

なお、ご要望に関しては以下の点にご留意願います。

1. 応募される方は、本公告及び「〇〇周辺における国有地(防衛省所管)の利用を希望される方へ(別紙2)」、「利用手続きの流れと注意点(付紙1)」、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」(以下、「利用案内」という)をお読みいただき、各条項をご承知の上、お申し込み下さい。
2. この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。
3. 応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。
4. 応募の受付けは、「国有財産使用許可要望書(様式2)」、「誓約書(様式3)」及び「役員名簿(様式4)」を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
5. 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書(様式5)」を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
6. この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
7. 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払ってください。
8. 応募の受付けは、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」をご確認ください。

記

○募集物件一覧

N0.	所 在 地.	物件の種別、数量		備 考
1				
2				
3				
4				
5				

- 応募の受付期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）までの土・日曜日及び祝日を除く午前９時３０分から午後５時まで（午前１２時から午後１時を除く。）とします。（郵送の場合は、〇〇月〇〇日〇〇時必着。）
 なお、一つの物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）〇〇防衛局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）
- 使用可能期間は、許可日から令和〇〇年３月３１日までとします。
 使用許可期間は、原則として５年以内とします。
 公用・公共用として利用の必要のない場合、原則として一度に限り更新が可能です。
 使用を終了する場合は、使用許可期間終了時までに原状回復し、「国有財産返還・現状回復届（様式９）」を提出後、担当官の確認を受けてください。
- 使用料の額は、許可書発行時に確定します。
- 使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元自治会及び隣接地所有者等に説明等を行ってください。
 また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。
- 本公告にかかる資料の提出先（電子メール、郵送又は持参）及び物件に関する照会先
 （土、日曜日及び祝日を除く午前９時３０分から午後５時まで（午前１２時から午後１時を除く。））

〇〇防衛（支）局 〇〇部 〇〇課 〇〇係
 電話：
 住所：
 E-mail：

(様式1)

土 地 利 用 計 画 書

応募者氏名(法人名)	
(住所及び連絡先)	
(担当者氏名)	
物件所在地	
転貸の予定の有無	有 ・ 無

使 用 目 的 及 び 概 要	
(使用目的)	
(概要)	

計 画 図

(様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
〇〇防衛(支)局長 殿

要望者	住所又は 所在地
	氏名又は 名称
	担当者
	連絡先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「〇〇周辺における国有地(防衛省所管)の使用について」(〇防管第〇〇号)の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分 ・ 数 量 : 土地 m²
3. 期 間 : 許可日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 使 用 目 的 :
5. 使用計画の概要 :
6. 設 置 す る 施 設 :
7. 転貸の予定の有無 : 有 ・ 無
8. 計画図

--

(様式 3-1)

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。

(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)

(2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件 を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

〇〇防衛（支）局長 殿

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 3-2)

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転賃物件を第三者に転賃し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転賃物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

〇〇防衛（支）局長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

[illegible]

(様式5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
〇〇防衛(支)局長 殿

申請者 住所
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1)口座名: 〇〇周辺地区

(2)所 在: 〇〇〇〇

(3)区分及び数量:

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画(事業計画)

4 使用しようとする期間

自: 令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至: 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 転貸しようとする財産等

(1)区分及び数量:

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2)転借人の住所及び氏名

(3)転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 その他参考となるべき事項

担当者連絡先（納入告知書送付先）

(様式 6)

○防管第○○号
令和○○年○○月○○日

国有財産使用許可書

使用者 住所
氏名(代表者) 殿

許可者
部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名

所在区分

数 量

使用部分 別図のとおり

(2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を○○○の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引

き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

（使用料）

第4条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（1）雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

（2）残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

（3）不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

（1）現状変更をしようとするとき

（2）使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 地上〇〇mの高さを超える建物、工作物又は仮設物

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還し

なければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

- 第 12 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
 - 3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第 13 条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

- 第 14 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

- 第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

転貸を承認する財産

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

(様式 7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
〇〇防衛(支)局長 殿

申請者 住所
氏名(代表者)

国有財産の転貸許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、〇防管第〇〇号により国有財産使用許可を受けている
国有財産の転貸の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 転貸の財産等

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 転借人の住所及び氏名

3 転借人の用途

4 転貸期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 添付書類

(1) 計画図

(2) 誓約書

(3) 役員名簿

(様式 8)

○防管第○○号

令和○○年○○月○○日

使用者 住所

氏名 (代表者) 殿

許可者

部局長氏名 印

国有財産の転貸許可書

令和○○年○○月○○日付をもって申請のあった国有財産の転貸について、以下のとおり許可する。

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和○○年○○月○○日から

至：令和○○年○○月○○日まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
〇〇防衛(支)局長

使 用 者
住 所

代 表 者 氏 名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、〇防管第〇〇号により国有財産使用許可を受けました下記物件は、
令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分・数 量 : 土地 m²
3. 上記物件使用開始の :
許可番号及び年月日
4. 返 還 理 由 :
5. 添 付 書 類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

確認者 所属氏名 〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課